

防府市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準

平成 27 年 12 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 8 年防府市条例第 27 号。以下「条例」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者に対する行政処分に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理業者 法第 7 条第 1 項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び法第 7 条第 6 項の許可を受けた一般廃棄物処分業者をいう。
- (2) 一般廃棄物処理基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準をいう。

(行政処分の種類)

第 3 条 行政処分の種類は次のとおりとする。

- (1) 法第 19 条の 3 に規定する改善命令
- (2) 法第 19 条の 4 に規定する措置命令
- (3) 法第 7 条の 4 及び条例第 27 条に規定する許可の取消し
- (4) 法第 7 条の 3 及び条例第 27 条に規定する事業の停止命令
- (5) 条例第 27 条に規定する市長の指定する処理施設又は保管施設への搬入の停止命令

(改善命令)

第 4 条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では収集、運搬又は処分の方法が改善される見込み

がないとき。

(2) 早急に収集、運搬又は処分の方法の改善を必要とするとき。

(措置命令)

第5条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

(1) 行政指導では支障の除去等の措置が講じられる見込みがないとき。

(2) 早急に支障の除去等の措置を講ずることが必要なとき。

(許可の取消し)

第6条 許可の取消しは、別表第1に掲げる処分理由(同表第14号、第15号及び第17号に掲げる処分理由に限る。)のいずれかに該当する場合に行うことができる。この場合において、当該業者が複数の業の許可を有する場合は、その全ての許可を取消しの対象とすることができる。

2 法第7条の4第1項に規定する許可を取り消さなければならない場合は、別表第1第1号から第13号まで及び第16号に掲げる処分基準に該当する場合とする。

(事業の停止命令)

第7条 事業の停止命令は、別表第2に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。ただし、市長の指定する処理施設又は保管施設への搬入の停止命令により同等の効果を達成できると認められる場合は、当該搬入の停止命令により、事業の停止命令に代えることができる。

2 市長は、処理業者が別表第2に掲げる処分理由のいずれかに該当した場合であっても、事業の全部を停止させることで、廃棄物の適正処理の確保ができなくなると認められるときは、当該処理業者の事業の一部を停止することができる。

(事業の停止期間)

第8条 前条の規定による事業の停止期間は、別表第2に掲げる処分期間日数の範囲内において市長が決定する。

(事業の停止期間の軽減)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定により決定した事業の停止期間を軽減することができる。この場合において、当該期間の軽減日数は当該期間の 2 分の 1 を超えない日数を限度とする。

- (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、停止期間を軽減するに足る理由があると認められるとき。

(事業の停止期間の加重)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条の規定により決定した事業の停止期間を加重することができる。この場合において、当該期間の加重日数は、当該期間の 2 分の 1 を超えない日数を限度とする。

- (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
- (2) 許可の取消し、事業の停止命令又は市長の指定する処理施設若しくは保管施設への搬入の停止命令を受けた日から 5 年以内に、再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(搬入の停止命令)

第 11 条 市長の指定する処理施設又は保管施設への搬入の停止命令は、別表第 3 に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 事業停止が相当と認められるとき。
- (2) 行政指導により同等の効果を達成できると認められるとき。
- (3) 搬入の停止を行うことで、廃棄物の適正処理の確保ができなくなると認められるとき。

(搬入の停止期間)

第 12 条 前条の規定による搬入の停止期間は、別表第 3 に掲げる処分期間日数の範囲内において市長が決定する。

(搬入停止期間の軽減)

第 1 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定により決定した搬入の停止期間を軽減することができる。この場合において、当該期間の軽減日数は、当該期間の 2 分の 1 を超えない日数を限度とする。

- (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、停止期間を軽減するに足る理由があると認められるとき。

(搬入停止期間の加重)

第 1 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 2 条の規定により決定した搬入の停止期間を加重することができる。この場合において、当該期間の加重日数は、当該期間の 2 分の 1 を超えない日数を限度とする。

- (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
- (2) 許可の取消し、事業の停止命令又は市長の指定する処理施設若しくは保管施設への搬入の停止命令を受けた日から 5 年以内に、再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(複数違反の場合の取扱い)

第 1 5 条 行政処分の対象となる違反行為が 2 つ以上ある場合は、最も重い行政処分となる違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為に対する処分を合算したものを限度として処分する。

(第三者に対する違反行為の実行要求に係る行政処分)

第 1 6 条 第 6 条、第 7 条及び第 1 1 条の規定は、処理業者が第三者に対して違反行為の実行を要求し、依頼し、教唆し、又は幫助したときも、これを適用する。

(行政処分の実施)

第 1 7 条 行政処分の実施に当たっては、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）及び防府市行政手続条例（平成 8 年防府市条例第 2 6 号）

によることとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前にした行為に対する行政処分の適用については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条関係) 許可の取消し

	処分理由	根拠条文	関係条文
1	法に定める欠格事由に該当したとき。	法第 7 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号	法 7 条第 5 項第 4 号
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行い、情状が特に重いとき。	法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号	法 7 条第 1 項又は第 6 項
4	再委託禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法 7 条第 14 項
5	無許可で事業の範囲を変更し、情状が特に重いとき。		法 7 条の 2 第 1 項
6	事業停止命令に違反する行為を行ったとき。		法第 7 条の 3
7	名義貸し禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第 7 条の 5
8	投棄禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第 16 条
9	焼却行為禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第 16 条の 2
10	改善命令違反をし、特に情状が重いとき。		法第 19 条の 3
11	措置命令違反をし、特に情状が重いとき。		法第 19 条の 4
12	不正の手段により許可を受けたとき。		法第 7 条の 4 第 1 項第 6 号
13	不正の手段により変更の許可を受けたとき。	法第 7 条の 2 第 1 項	
14	事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、法の基準に適合しなくなったときで、特に情状が重いとき。	法第 7 条の 4 第 2 項	法第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号
15	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反し、特に情状が重いとき。		法第 7 条第 11 項
16	上記以外で法又は法に基づく処分に違反し、違反の程度が重大であると認められるとき。	法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号	

17	条例又は条例に基づく処分に違反し、違反の程度が重大であると認められるとき。	条例第 27 条	
----	---------------------------------------	----------	--

別表第 2 (第 7 条、第 8 条関係) 事業の停止命令

	処分理由	根拠条文	関係条文	処分期間日数	
				下限	上限
1	公共の場等の清潔の保持違反をしたとき。	法第 7 条の 3 第 1 号	法第 5 条第 1 項、第 3 項、第 4 項	30	60
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき。		法第 7 条第 1 項又は第 6 項	30	60
3	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可申請において、虚偽の申請をしたとき。		法第 7 条第 1 項又は第 6 項	30	60
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める処理基準違反をしたとき。		法第 7 条第 13 項	20	40
5	再委託禁止違反をしたとき。		法第 7 条第 14 項	30	60
6	帳簿を備えていないとき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める指定事項を記載していないとき、帳簿を保存していないとき、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。		法第 7 条第 15 項、第 16 項	20	40
7	無許可で事業の範囲を変更したとき。		法第 7 条の 2 第 1 項	30	60
8	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更許可申請において、虚偽の申請をしたと		法第 7 条の 2 第 1 項	30	60

	き。				
9	事業の廃止若しくは諸事項の変更の届出をしていないとき、又は虚偽の届出をしたとき。		法第7条の2第3項	20	40
10	名義貸し禁止違反をしたとき。		法第7条の5	30	60
11	投棄禁止違反をしたとき。	法第7条の3第1号	法第16条	30	60
12	焼却行為禁止違反をしたとき。		法第16条の2	30	60
13	報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。		法第18条第1項	20	40
14	検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき		法第19条第1項	30	60
15	改善命令違反をしたとき。		法第19条の3	30	60
16	措置命令違反をしたとき。		法第19条の4	30	60
17	事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、法の基準に適合しなくなったとき。	法第7条の3第2号	法第7条第5項第3号又は第10項第3号	30	60
18	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき。	法第7条の3第3号	法第7条第11項	30	60
19	上記以外で法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反し、特に事業の停止命令が必要と認められるとき。	法第7条の4第1項第5号、条例第27条		20	60
20	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第58条から第62条までに規定する罰則の適用を受けたとき。	条例第27条	特定家庭用機器再商品化法第58条、第59条、第60条、第61条又は第62条	20	60

別表第3(第11条、第12条関係) 搬入の停止命令

	処分理由	根拠条文	関係条文	処分期間日数	
				下限	上限
1	公共の場等の清潔の保持違反をしたとき。	条例第27条	法第5条第1項、第3項、第4項	30	60
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき。		法第7条第1項又は第6項	30	60
3	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可申請において、虚偽の申請をしたとき。		法第7条第1項又は第6項	30	60
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める処理基準違反をしたとき。		法第7条第13項	20	40
5	再委託禁止違反をしたとき。		法第7条第14項	30	60
6	帳簿を備えていないとき、帳簿に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める指定事項を記載していないとき、帳簿を保存していないとき、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。		法第7条第15項、第16項	20	40
7	無許可で事業の範囲を変更したとき。		法第7条の2第1項	30	60
8	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更許可申請において、虚偽の申請をしたとき。		法第7条の2第1項	30	60
9	事業の廃止若しくは諸事項の変更の届出をしていないとき、又		法第7条の2第3項	20	40

	は虚偽の届出をしたとき。				
10	名義貸し禁止違反をしたとき。		法第7条の5	30	60
11	投棄禁止違反をしたとき。	条 例 第 27 条	法第16条	30	60
12	焼却行為禁止違反をしたとき。		法第16条の2	30	60
13	報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。		法第18条第1 項	20	40
14	検査若しくは収去を拒み、妨 げ、又は忌避したとき		法第19条第1 項	30	60
15	改善命令違反をしたとき。		法第19条の3	30	60
16	措置命令違反をしたとき。		法第19条の4	30	60
17	事業の用に供する施設又は処理 業者の能力が、法の基準に適合 しなくなったとき。		法第7条第5項 第3号又は第10 項第3号	30	60
18	一般廃棄物収集運搬業又は一般 廃棄物処分業の許可に付した条 件に違反したとき。		法第7条第11 項	30	60
19	上記以外で法若しくは法に基づ く処分又は条例若しくは条例に 基づく処分に違反し、特に搬入 の停止命令が必要と認められる とき。			20	60
20	特定家庭用機器再商品化法（平 成10年法律第97号）第58条か ら第62条までに規定する罰則の 適用を受けたとき。	条 例 第 27 条	特定家庭用機器 再商品化法第58 条、第59条、 第60条、第61 条又は第62条	20	60